

令和7年第3回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和7年6月11日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年6月12日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	12 番 坪井 信義	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	まちづくり推進課長 中川 泰成
保健福祉課長 見並 智俊	税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長 平生 公一
産業振興課長 里中 和樹	教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	介護老人保健施設所長 山口 成人
こども子育て室長 山口 明子	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 西岡 厚	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	福田 泰生	(1) 学校および保育所における安全対策について
2	井上 容子	(1) 町営住宅の今後と住居支援について (2) 教育にかかわる補助事業について (3) 森林施策について
3	南 雅彦	(1) 玉城町における保育所の待機児童の問題について
4	坂本 稔記	(1) 役場職員の適正配置と業務の見直しについて

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
8番 山路 善己 議員 10番 中西 友子 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔4番 福田 泰生 議員登壇〕

《4番 福田 泰生 議員》

○議長（小林 豊） 初めに、4番 福田 泰生議員の質問を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） 4番 福田。

議長から発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、冒頭ですが、隣町であります明和町におきまして、ショッピングセンターの駐車場で、小さなお子様が交通事故で命を落とされたということにまずご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

そして、次の日には玉城町内の保護者向けに交通安全ということに向けて、注意喚起がすぐさまされたといったことがありましたので、この点につきまして、執行部側のご努力に感謝申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに入ってまいります。

今回、私の質問ですが、学校及び保育所における安全対策についてでございます。

先ほど冒頭申し上げました交通安全という部類とは少し離れますが、こちらも安全対策といったことになります。記憶をかなり巻き戻していただかないといけないんですが、今から24年前、2001年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校において、刃物を持った男が校内に侵入しまして、これ校庭ですね、侵入しまして、児童8名が犠牲になったといった非常に痛ましい事件が起こりました。附属池田小学校事件は24年という月日が流れましたが、大変ショッキングな事件でございましたので、今でも覚えていらっしゃる方、ここにもおられるかと思います。

ただ、24年という月日がたちまして、現在の学校現場、それから保育現場におきます

と、もう新任の方はその事件をリアルタイムで知らないといった方も多くいらっしゃるかと思いますし、これからも出てくるかと思います。そういったことも考えますと、これからの玉城町の教育現場、保育現場におきまして、こういった思いをつないでいかなければいけない、それから歴史をつないでいかなければいけないという思いもありまして、今回質問とさせていただきます。

この附属池田小学校の事件以降、文部科学省におきまして、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルといったものが2002年12月に作成されました。しかしながら、これ以降も学校への不審者侵入があるたびにマニュアルが改定されてきて、今日に至っております。

そこで、不審者侵入対策を学校及び保育所ではどのように玉城町では行っているのか、項目に分けて質問を進めてまいりたいと思います。

都市部の学校、保育所、この附属池田小学校も都市部の学校ではありますが、門扉を遠隔操作で施錠しておりまして、インターホンを備えており、そのインターホンで、カメラ付きのインターホンですね、それで確認の後に遠隔操作にて開錠を行って門扉を開くといったような対策を取っているところもございます。しかしながら、玉城町に目を向けますと、壁で一面を囲うとか、門扉を備えるとか、そういったことは私はこの玉城町には見合っていないのではないかというふうに感じております。そういった門扉のない学校や保育所では防犯カメラを設置して、防犯カメラ監視中の立て看板なども設置しまして、不審者に対して若干の精神的なプレッシャーを与えつつ、そういった侵入を思いとどまらせる。これは侵入は難しいなというふうに思いとどまらせると、こういった対策を取っているところもございます。

そこでなんですが、学校や保育所の不審者侵入対策は様々です。玉城町内の学校や保育所ではどのような対策をされているのか。

あわせて、文部科学省におきまして補助制度がございまして、防犯カメラやオートロック、非常通報装置の整備に対する補助が令和5年から令和7年度まで、これが集中支援期間として、導入費用の3分の1から2分の1に引き上げられております。そして補助の下限額ですね、今までは400万円だったものが100万円に集中支援として引き下げられています。この制度を使用あるいは検討もされたのか併せてお伺いさせていただきます。

○議長（小林 豊） 福田泰生議員の質問に対し答弁を許します。

山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

福田議員の質問にお答えする前に、大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件についてお話をさせていただきたいと思います。

皆さんも御存じのように、非常に悲惨な事件であり、学校の安全について全国各地で考えさせられる機会になった大きな事件でもありました。しかし、その後も全国で学校

や児童生徒が被害に遭う事件、事故が発生していることは非常に無念でなりません。学校が安全・安心な場でなくては学校ではありません。この悲惨な事件を決して風化させることなく、学校で安全・安心に生活を送れるように、多くの方々がそのことを考え、仕組みをつくっていき、受け継いでいきたいと私自身も考えていますし、そのことを町の校長会等でも伝えさせていただいているといった具合です。

それでは、学校について質問にお答えしたいと思います。

各学校とも危機管理マニュアル等を作成して防犯訓練等をして対策をしております。また、議員がおっしゃるように、都市部の学校では門扉などにより簡単に学校へは侵入ができないような施設になっておりますが、玉城町内の小・中学校ではそのような施設にするのは難しいのが現状であります。

しかし、いつ不審者が侵入してくるかも分かりません。そのため、学校間である、なし、または数量など違いはありますが、さすまたや催涙スプレー、そしてPHSや内線等、職員室と教室等をつなぐものですね。それから、そういうような設備、そして警察などとつながる緊急通報装置などを設置しております。先月も立川市の小学校で不審者が侵入し、暴行や暴れるといった事件もありましたので、今後は抑止力を高めたり、事件の解決を迅速にしたりするための防犯カメラや緊急通報装置などの整備を進めていく予定であります。

そして、文部科学省の補助制度に関してですけれども、検討はしましたが、算定割合や補助下限額などから、補助制度を利用せずに単独に整備を進めていく予定です。

以上です。

○議長（小林 豊） 保健福祉課こども子育て室 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

保育所では、お子様の安全を最優先に考え、不審者の侵入に対し施錠の徹底や関係者以外の立入りを制限したり、不審者への対応訓練を実施しています。

しかし、完全に防げている対策ではないため、保護者の立場からお子さんを預ける上で安心の材料の一つとして、外周の防犯カメラの設置を考えていきたいと思っています。現場の意見を聞きながら、防犯カメラの設置や緊急通報装置など検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほどご答弁いただきましたが、その中に教育長も室長もそうですが、防犯カメラの設置の検討といったお言葉をいただきました。これはやはり必要ではないかなというふうに考えております。カメラがありますよ。それから立て看板ですね、そういったものも併設することによって抑止力にかなりなるといったこともございますし、広範囲で映るものでございますと、例えば駐車場内での事故なども、これもあつてはならないんですが、証拠として残る。どういったことであつたか検証もできる。

今後にも生かせるといったような側面もございますので、こちら検討課題に上げていただいて進めていただければというふうに思います。

それでは、次にまいります。

先ほどは侵入に対しての抑止、防止、そういったことでしたが、仮に不審者が侵入してしまった場合における安全対策について質問してまいりたいと思います。

ただ、不審者と一言に言いましても、敷地内に入ってきた人を即座に不審者と判断できるとは限りません。いかにも刃物や危険物を持って、やあーというふうに入ってくれば、即座にそれは不審者というふうに判断できるんですが、必ずしもそうではないと。刃物や不審物を隠し持っている部分、そしてそのまま侵入してくるといったことも往々にして考えられます。そういった場合には外見だけでは不審者と判断するのが非常に困難な場合もございます。

先ほども冒頭申し上げましたが、附属池田小学校事件においても、教職員と犯人とがすれ違った際に、軽く会釈を交わされたそうなんです。そのときには犯人は会釈を返さなかったということで、保護者でもないし教職員でもないと思ったにもかかわらず、報告も連絡もしなかった。その場はそのまま経過してしまったということなんです。この判断というののもちょっとどうなのかなというところでは今としては思うところはあるんですが、そういったこともありまして、文部科学省がその後発行しております学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルというものがございまして、その中には必要な体制を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があるというふうに記載もございます。さらには受付を通っているかチェックするや、声をかけて要件を尋ねるなどの記載もございます。

しかしながら、玉城町の現状を考えると、受付はあります。確かにあります。しかし、無人である場合が非常に多くございます。こういった不足する部分を補完しながらも、現状に即した独自のマニュアルが必要であると考えますが、この点に関してのご初見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃったように、各学校においては毎年危機管理マニュアルというものを策定しております。その中の一つとして学校の不審者の侵入に対する対応が示されております。これは先ほどおっしゃったように、文部科学省の学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルや、三重県教育委員会の学校管理課における危機管理マニュアル等を基に、各学校に応じて作成しているものでございます。その中で不審者かどうかを見分けるポイントとしては、まず学校への来客とか進入車両、車等の車両ですね、それを常時確認をするようにということになっています。ただ、なかなかずっと見ることは難しいので、基本的には管理職等になってくるとは思うんですが、そういうのを確認し

ながら、声をかけて要件を尋ねる。またはその要件がきちんと答えられるか。また、その要件が正当なものかなどといったものがあります。

ただ、マニュアルとおりにいかないことが多々あると思いますので、そのため、マニュアルの周知徹底とともに訓練等が必要になってくると思いますので、そのような指導をさせてもらっているというような具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

保育所でも不審者への対応マニュアルを作成しております。職員による監視体制として、送迎時はもちろんのこと、不審な人物や状況がないか常に目を光らせています。怪しげな車が止まっていたらナンバーを控えたりもしています。来訪者に氏名、要件を確認しており、話を聞かずに無理に立ち去ろうとしたり、暴力的な言動した場合は、対応マニュアルに沿って110番通報します。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 先ほどご答弁いただきましたが、管理職レベルの方が車や人を見るといったことで侵入を確認しているということでしたが、やはり現場職の方、それほど常にその入ってこられる方に目を向けているということも、現状を考えると難しいのかなといったところも感じております。

やはり防犯カメラの設置、そういったことでの進め方といったことを再度検討を願いたいと思うところもありますし、今はA I もかなり進んでおります。カメラの撮っている映像から、映像内の変化があったとき、例えば人が通ったとか、車が通ったとかといったときにはブザーで、アラーム等で発音して変化があったよというところで、そこで確認ができるといったものもございますので、いろんなカメラがございます。検討をいただいて、進めていただきたいと思いますし、それであれば、もう1段階先のことができるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひともお願いしたいと思いますが、先ほどもカメラを検討いただけるといったことでのご答弁ございましたので、これ以上は再質問は避けさせていただいて、次にまいりたいと思います。

次なんです、今度は侵入者が入ってきた。そして、その侵入者が不審者であるというふうに確定づけたときですね、判断した場合、入ってきました、確認しました。しかし、そこで凶器などを振りかざそうというふうなところで、もう不審者と判断した場合のことですね。そうした場合には対応ですね、これは防犯用具の配置というものにまずはなってくるのかということになりますが、現在、玉城町での学校や保育所に配置されている防犯用具の種類や配置数、これをまずそれぞれお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

学校について質問にお答えしたいと思います。

防犯用具に関しましては、さすまたや催涙スプレー、PHSやインターホンのいわゆる内線です。それから、先ほど述べさせてもらいましたが、緊急通報装置が設置してあります。

配置数としましては、学校間で非常に違いがあります。さすまたに関しては2本から5本、催涙スプレーに関してはないところから17個あるところもあります。それから、PHSは小学校では3基ですが、中学校では各教室へ行く教師等が持つようにということで、43基あります。その代わりインターホンの内線は各小学校では全教室にあるといったような具合です。緊急通報装置に関しましては、今現在、田丸小に設置してありますが、今月中には全校に設置する予定であります。

先ほども述べましたが、今後は防犯カメラの設置を進めていきたいと思ひますし、また各学校の状況や、また要望等に応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長(小林 豊) 山口室長。

○こども子育て室長(山口 明子) こども子育て室室長 山口。

保育所も不審者対策としてさすまたを導入しています。田丸保育所に5本、外城田保育所に7本、有田保育所に3本、下外城田保育所に4本設置しています。さすまたは視覚的に存在することで、不審者に対して心理的抑止力になると考え、玄関や廊下などに配置しています。防犯スプレーや防犯ブザーなど、職員室や各部屋にも配置しています。そのほか必要に応じ検討していきたいと思ひます。

以上です。

○議長(小林 豊) 福田議員。

○4番(福田 泰生) 先ほど配置されている防犯用具の種類や配置数をそれぞれ伺いましたが、かなり差があるのかなというふうに思ひました。催涙スプレーに関してはゼロ個のところもあれば、17個のところもあるというふうなご答弁だったと思ひますが、かなり差があるのかなといったところです。ほかの自治体や学校、保育所などで防犯用具の種類や配置するなどを調べておりますと、さすまたや催涙スプレーを配置したり、防犯ブザーを教職員が携帯していたりと、様々な対策を取られているところではあるんですね。玉城町の現在の配置数、これ先ほどご答弁もございまして、緊急通報装置に関しては田丸小のみだと。ただ、これから広げていくんだということでご答弁いただきました。

現在、保育所に関しては、さすまたと催涙スプレーということで確認をさせていただいたんですが、今後全体的に小学校、保育所の規模、それから生徒数、園児数に応じて、大体均衡を取りながら配置数を整えていくというような私は考えでいきたいなと。そうでないと強弱が生まれるのではないかという懸念がございしますが、その部分に関してのご所見いただけますとありがたいんですが、いただけますでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問についてお答えしたいと思います。

防犯用具のその種類や配置数に関しましては、基本的には各学校の現状、訓練等もやっていますので、そういうのに応じて何が必要かどうか、そういうのを聞きながら配置をしていきたいなと考えております。

ただ、どうしても必要だと思われるもの、先ほども出てました緊急通報装置や、それから防犯カメラ等、そういうものは全学校に配置をしてやっていきたいなと考えているというような具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

保育所におきましても、学校と同様に各保育所のほうに確認し、必要に応じ購入したり設置したりしたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） ご答弁いただきましたが、非常に前向きで、今後、子供たちを守っていくんだという強い意識を感じました。ぜひともこれらを進めていただきたいというふうに願います。

次に、防犯用具の話が出ましたが、防犯用具を使用するに当たって、やはり設備や物があったとしても、最終的には人の判断であったり、使う人の訓練であったり、練度であったり、最後は人なんだと思うんですね。そこで、その防犯用具を使用するに当たっての訓練の実績、頻度、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

学校について質問にお答えしたいと思います。

各学校によっていわゆるその不審者に対する訓練ということは、年に1回程度実施しております。内容によっては、学校によっては警察にお願いをしたり、それから、それであれば職員間で使ったりというようなことでやっているというのが現状です。

以上です。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

保育所では散歩時における防犯対策として、防犯ブザーや防犯上、携帯用の催涙スプレーを引率の保育士がリュックにつけ携帯しています。今後も必要に応じ、数量や用具については検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） ご答弁いただきました。年1回といったことや保育所におきましては、特にやっぱりお散歩多いものですから、お散歩時のそういった対応ということでお聞かせいただきました。私も玉城町の現状をいろいろ調べていく中で、町の職員の方、名札ございますけれども、そこに笛がついているんですね。ここピーと警笛を鳴らせるようにもなっているということも私は知りまして、ああ、なるほどなと、いい取組だなといったこともありますので、そういった取組も職員間だけではなく、町に関わる方にも広めていただければと思います。

私、ちょっと個人的に防犯用具をいろいろ調べている中で、防犯用具を専門的に開発及び製造、輸入されている会社がございます、そこにちょっとお聞きしたんですが、この防犯用具というのは、訓練の練度及びその理解度によってかなり効果は変わってくるんだということでおっしゃって見えまして。特にさすまたなんです、実際には突く及びたたくといったことが、やっぱりとっさの行動では出てしまいやすいと。あるいはさすまた1本ですと押すだけになるんですが、3本、4本ありますと、四方から抑え込んで動きを抑制すると。本来の正しい使い方としてはさすまたはそうだとすることらしいんですが、またこういったことも含めて、今後の防犯用具の検討も進めていただきたいと思います。

次に、不審者が侵入した際の通報ですね。不審者の侵入ありました、確認しましたとなると、子供たちの避難の誘導と通報、これも同時に並行して行っていかななくてはなりません。この通報に関してなんですが、先ほどご答弁もございましたが、緊急通報装置ですね、これは現在田丸小のみといったことですが、この緊急通報装置は押すと直接110番通報につながるということになっておりまして、携帯電話で110番しますと、ご用件は何ですかと、場所はどこで発生しましたかと、どういった内容ですかと、いろいろ聞かれまして、出動までにかかなり時間がかかるんですね。ただ、この緊急通報装置であります、ボタンを押したら、どこどこで緊急事態が発生したから、即出動ということで、時間をかなり短縮することができます。

ただ、この緊急通報装置ですね、配置する箇所や個数に応じては押すタイミングがなかなかうまくいかない。知るまでに時間がかかってしまうということもあるんですが、現在、保育所には緊急通報装置、ごめんなさい、聞き漏らしがあったかもしれないんですが、あるか、ないかちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

保育所では緊急通報装置がありません。不審者が侵入した際は警察へすぐに連絡する方法となっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番(福田 泰生) それでは、トータルで考えますと、玉城町内には現在緊急通報装置は1台のみと。田丸小のみといったことで確認が取れました。

先ほども申し上げましたが、緊急通報装置というのは警察が到着するまでの時間短縮、非常に短くするといった効果もございます。この緊急通報装置ですね、こちらも配置を進めていただきたいというふうに強く希望します。

ただ、先ほども申しましたが、侵入を確認して緊急通報装置を押すまで、そのボタンの位置のところに人がいると。その人に伝わるまでに、どうしても時間がかかりますので、そこで様々な工夫が必要なのではないかなと感じております。

例えば体育館等で侵入者が入ってきたといったときには、緊急通報装置が例えば職員室などに配置されている場合、分かるまでに時間がかかりますよね。じゃ、どうするんだといったところで、ここで工夫が必要なのかなと。例えば防犯ベルを押して、防犯ベルであれば全部つながっておりますので、それを聞くことによって、連動して緊急通報装置のボタンを押すだとか、そういったふうな工夫したマニュアルをつくることによって、物に頼り切ったものだけにせずに連動していけるのではないかなというふうにも考えているんですが、こういったことも含めまして、独自のマニュアルを今後さらに進めていただきたいと思うんですが、この件に関しまして、ちょっとご所見いただきたいと思います。

○議長(小林 豊) 山村教育長。

○教育長(山村 嘉寛) 教育長 山村。

学校についてお答えをしたいと思います。

今現在、まだ緊急通報装置がない学校ということに関しましては、マニュアルでは基本的には学校長などの管理職によって判断して、電話によって通報するということになっております。緊急通報装置は今月中には全校に配置できるというような状況になっておりますので、その設置場所や使用方法など、マニュアルを早急に改定するように、そして、いろんな様々な緊急時に対応できるように指導をしているといったような具合であります。

先ほど議員もおっしゃったように、道具等を幾ら設置しても、最終的にその道具を使用するのは職員たちですので、マニュアルのその徹底と訓練等を通して、子供たちの安全確保とともに進めるように、各学校には指導しているといったような具合です。

以上です。

○議長(小林 豊) 山口室長。

○こども子育て室長(山口 明子) こども子育て室室長 山口。

保育所についても独自の不審者の対応マニュアルを作成しています。しかし、緊急通報装置など、お子様の安全をより優先した対策を講じていくには、言われているように緊急通報装置等の設置を考えていく必要があると考えております。現場の保育士の意見を聞きながら、今後も検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 今月中に緊急通報装置が配置されると。それに合わせてマニュアルも今後前向きにそれに応じて変えていくんだといったご答弁をいただきました。保育所におきましてもご検討をお願いいたします。

今回、学校及び保育所における安全対策ということで質問をさせていただきました。この附属池田小学校事件、24年前の事件でございますが、これをきちんと引き継いでいく、つないでいく。若い方が教職員になられた、保育士になられたということで、やっぱり30年の節目というのがその歴史というのをちょっと風化させてしまうような風潮があるというふうにも聞いたことがございます。震災などでもそうなんです、その節目に至るまでにきちんと引き継ぎまして、小さなお子様の大きくなる命を守っていくんだということで、これは町が一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただ、現在の玉城町に最適な安全対策を考え、それを進めていき、次の時代へとつないでいく。そうすることによって、学校や保育所というのは玉城町では安全で安心、自由で開かれた場所である、そういった考えが必要なのではないのかなというふうにも私自身考えております。閉鎖的に門扉で囲ってしまいますと、保護者、それから児童生徒、園児のみということになってしまいます。玉城町ではそういったことだけではなく、年齢を重ねた人生の諸先輩との交流や、ほかの地域の方との交流の場であったり、そういった自由で開かれた場所というのもとても大切なことだと考えております。

町長、ここまで私、質問をさせていただきましたが、今までの中で町長、お考え、ご所見いただけましたらと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） ご質問でございましたように、子供たちの安全、そして、子どもたちだけではなくて、町が抱える安心して暮らしていただけるまちづくり、これはもう一番大事なことだと思っております。

ご承知のとおり、神戸の新興住宅、約58年前に造成されたところでございまして、池田小学校の事件の後、いわゆるソーシャルガバナンスというか、自治区として北須磨団地がどう取り組んだのかというふうなところが大きく報道されました。議会の皆さん方にも呼びかけをさせていただいて、直接自治区へお邪魔をさせていただきまして、自治区の西内さんという当時の会長にも玉城町へおいでいただいて、講演をしていただいた機会があるんです。新興住宅でございましたから、池田小学校の事件を振り返って、どうであったかということでございますけれども、そういう不審者の方がおつても、住宅であって平素のつながりが希薄であったと。これではいかんというふうな形で立ち上がって、地域のつながりを持っていく、そうした具体的な取組を実践してきた、こういうふうなことを直接教えていただいてまいりました。

やはりそれぞれ今ご質問いただきましたように、学校や保育所はもちろんでありますけれども、町全体として地域の皆さん方同士がまさにいい形で、協働でみんなで町を守っていこう、よくしていこうという取組が玉城町の場合、進んでおりますから、そういった取組をもっともっと広げていくと、こういうことが大事ではないかなと、こんなふうに思ってます。

いろんな具体的なそれぞれ施設でのまだ設備をしなければいけないところもございますし、そして、地域のコミュニティーが以前より希薄になってきておるといような現実もございますから、地域の皆さん方もぜひ行政の担当の施設だけではなくて、多くのボランティアや組織や企業の皆さん方と一緒に頑張って地域を守っていこうと、こういう働きかけを広げていきたいと、こんなふうに思ってます。

以上です。

○議長（小林 豊） 福田議員。

○4番（福田 泰生） 町長からのご所見いただきましたが、私も同感であります。地域のつながり、人、考え方、思いというのはやはりつないでいかないといけない。これが非常に大事だと。幾ら物だけそろっていても使うのは人ですので、そういったところをきちんとつないでいかないといけないという思い、全く同感でございます。学校や保育所、玉城町内の現状ですね、安全対策を今後はそのルール時代に合わせて、現在令和ですけれども、令和の時代や、この玉城町の環境や状況、これに合わせて、これは当然変化していくものですので、その変化に合わせてながら、さらにそれを一歩先に行くような対策を講じていただいて、適切に進めていただくことを今後お願いしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で福田泰生議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、ここで十分ほど休憩いたしたいと思います。

再開は9時50分から再開したいと思います。

（午前9時43分 休憩）

（午前9時50分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○議長（小林 豊） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問は3つ、1つ目に、町営住宅の今後と住居支援について、2つ目に、教育に関わる補助事業について、3つ目に、森林施策についてでございます。

それでは、1つ目の町営住宅の今後と住居支援について伺います。

町営住宅城東団地は近年応募者も少なくなっているようで、募集の案内をよく見かけます。設備についても現代の若者にはなじみのないもので、見学に訪れても申し込まない方も多いと耳にいたします。しかし、生活するに当たって住居はなくてはならないものであり、公営住宅にも時代が変わるとともに様々な役割を担うようになってまいりました。今後、時代に応じた対応をすべきと考えますが、まずは町営住宅に対する町長のお考えを伺います。

○議長（小林 豊） 井上容子議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 町営住宅についてのご質問でございます。

ご承知の方も多いわけでありましてけれども、町営住宅は今の城東団地に移る前は、この城郭内にありました。今の田丸保育所のところ、あるいはお城の北の丸にもあったわけでありまして。それを昭和53年に建築をいたしまして、47年が経過をしているのが現在の町営住宅でございます。もう1棟は平成11年に第二城東団地ということで建設をして現在に至つとるということでございます。大変老朽化をしておる。4階建てでありますし、エレベーター設備もないと、こういうことでございまして、そして、現在もう16部屋が空いておるといふ現状でもございますし、募集をしておりますけれども、応募がほとんどないという現状でもございますし、また、玉城町の現状は、ご承知のように町内に民間のアパートの経営も進んでおるといふ町でございまして、第一城東団地の47年経過をいたしますところの城東団地につきましましては、今後、老朽化を改修したり、新しく維持していく、そういう考え方はありません。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、大きく6つに分けて、第1に、町営住宅城東団地の今後、第2に、社会福祉法人等の町営住宅利用、第3に親亡き後の住宅支援、第4に障害者支援への町営住宅活用、第5に、暮らし方の意向調査、第6に、町営住宅の今後について伺います。

先ほど、町長ご答弁いただきましたように、町営住宅城東団地は第二城東団地と比べ20年ほど古い建物で、エレベーターのない4階部分は空室のままでございます。4階部分の入居者の募集をしておられない理由と空き部屋の管理の状況、今後の計画を伺います。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員お尋ねの町営住宅、こちらのほう状況を私のほうから説明させていただきます。

まず、4階の募集していない理由なんですけれども、こちらにつきましては、町長のほうも冒頭触れていただきましたように、4階を募集含めて募集させていただいても、希望者のほうがいないとということが大きな原因であります。

また、現実を申し上げますと、4階に入居されとった高齢者の方が低層階へ移るというような事実もございますし、4階に対するニーズというのが極端に減っているのではないかなということで、内部で判断させていただいた次第でございます。

また、管理という部分なんですけれども、こちらにつきましては、何回かさっきから話が出ております町営住宅全体の経年劣化による傷み、施設の更新時期を迎える状況を踏まえまして、例えば高層階の空き部屋のリフォームに要する費用を極力抑えることで、施設の適正な修繕や維持管理に充てたいという考えもございます。

また、今後の計画ということでしたね。こちらにつきましては、4階を空けたままにしておくのかというようなことも含めて答弁させていただきますと、4階、特に空き部屋につきましては、現在募集をしてない状態なんですけれども、今後の活用といたしまして、地区の防災備蓄品の倉庫としての利用とか、また、震災等の被災者受入先としての提供も内部では検討しております。当然その用途によって必要に応じた改修というのが伴うことで、まだ現段階では検討中ということでご理解いただきます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 防災倉庫というのは意外でした。活用されるようでしたらぜひお願いしたいと思います。

第2の質問に移ります。

玉城町町営住宅管理条例の第3章には、公営住宅法第45条第1項に基づく社会福祉法人等への活用について明記されています。公共賃貸住宅を活用した福祉施設拠点の整備を目的につくられたもので、社会福祉法人等には、社会福祉法人のほかに医療法人、NPOなども該当するようです。空き家にして賃貸収入を得られていない状態にするのでしたら、例えば期間限定でも福祉サービスで玉城町に足りない部分を担ってもらえる社会福祉法人等に該当する団体に無料で貸し出して、玉城町の福祉サービスの充実を図ることもできると思います。今まで社会福祉法人等に貸出しするなどの検討はされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

議員仰せの公営住宅法第45条の1項でございますように、公営住宅の社会福祉法人等への利用のことでございますけれども、こちらにつきましては、この住宅管理条例のほうにもその旨は含んでおりまして、当然公営住宅城東団地の利用方法の一つというふうには理解しております。

ただ、現状はこちらの条例によりまして、この社会福祉法人等に対しまして公営住宅本来の使用と別の使用をするということですので、こちらの目的や期間、内容等を申請

いただいて、審査した上での判断ということになるということはご理解いただきたいと思います。

また、実情なんですけれども、現在申請の実績がございませんので、検討に至っていないというのが正直なところでございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） この公営住宅を社会福祉法人などに貸し出すことができる制度というのがあまり知られていないようです。空き部屋を最大限に活用できるようにぜひご検討いただければと思います。

第3の質問でございます。

今まで何度か8050問題や共生型の福祉サービスについて質問させていただき、親亡き後の支援についてご答弁いただきました。まずはグループホームを運営していただける事業所を誘致したいというような内容だったと記憶しております。これについて町長のお考えを2点伺います。

まず1点目、事業所を誘致するための条件緩和など、どの程度話は進んでいるのでしょうか、現時点での状況をお教えてください。

2点目に、町営住宅活用については検討されたのかを伺います。グループホームとしては構造上難しいとは思いますが、身体的には問題ない障害者の方の住居としては利用可能であると考えます。親亡き後の施策として町営住宅活用を検討されていなかったのであれば、その理由もお教えてください。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課 見並。

2点ほどご質問いただいた件につきまして答弁させていただきます。

まず1つ目の質問でございます。現在までの事業所の誘致に関してのその緩和策とか、そういったお話をいただいております。現在までの状況といたしまして、約2年ほど前になりますか、ある事業所のほうから町内にグループホーム設置のお話をいただき、町といたしましても、これは歓迎すべきことやということで進めておったところではございますが、事業者側の諸事情もございまして、最終的に計画が頓挫したというふうな状況でございます。その後、設立に向けた他の事業所からのお話というのは現在までなく、進展がないという状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、2つ目でございますが、町営住宅をグループホームとして活用していく考えはないかというふうなことでございますが、今のところその考えは持っていないということでございます。あくまでも民間参入を目的とした考え方ということで、空き家とか、そういったものを活用していただくなり、また建物を建設していただいて、立地をしていただくというふうな考えを持っております。

町営住宅のほうをなぜ考えていないのかという理由につきましては、実はグループホームを設置しようと思いますと、障害者の方が共同で住まわれるというふうなことに

なりますので、管理者、また世話人の方というのが当然必要になってこようかと思えます。そういった諸問題があるということが一つの理由でございますし、また、2つ目には、現在町営住宅に入居されておられる方、そういった方のご理解、今、地域共生社会ですから、当然障害者も健常の方も共に過ごしていく社会を目指していくのは当然のことなんですが、既に入っておられる方がそのようなご理解が得られるかというふうなところも問題かなということで、現在のところは町営住宅をグループホームとして活用することは考えていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほども申し上げたように、2点目の町営住宅活用については、グループホームとしてはおっしゃられたように活用は難しいと思うんですけども、障害のある方の住居、普通に住居としてでしたら活用は問題ないかと思えます。住民さんのご理解を得られないといけないということでございますけれども、その辺も平等な社会の実現を目指して、お力添えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、第4の質問に移ります。

障害者福祉サービスを受ける当事者の方の中には、身体的には健康そのもので、自立、生活援助を受けられればグループホームではなく1人で生活することに問題のない人もいらっしゃる。先ほども言わせていただきました。支援サービスを担う事業所様も訪問先がまとまってあるほうが効率よく支援いただけると考えると、町営住宅の活用も視野に入れていただく必要があると思います。可能でしょうかというふうにお伺い、通告書には書かせていただいたかと思うんですけども、先ほどのご答弁ですと、もう無理ということでございましょうか。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課 見並。

そうですね、障害者の方がお1人で町営住宅を活用し、生活をしていくということは、このことについては当然町といたしましては異論ございません。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、お1人で住まわれるにしましても、その障害者の方の障害の度合いとか、また、共同生活をしていただくというふうな場合には、管理者の配置とか、また食事提供、そういったところもその障害者の方の状況に応じて必要になってこようかと思えますので、そういったことを踏まえ、現在については検討に至っていないという状況ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほども申し上げましたように、障害の程度というのはもうピンからキリまでございます。障害の福祉サービスの支援を受けられていらっしゃる方でも、お1人で住もうための能力がお持ちの方は当然いらっしゃいますし、たしか町営住宅に障害者の優先の条件とか、公営住宅にはそういう障害の方は1人でも大丈夫ですよとか、

そういう優先する条項が盛り込まれているはずでございます。そういうことで、障害の方は入らないでというのはちょっと問題があるのかなと思いますので、そのあたりはもう少しきちんと対応いただければなと思います。

例えばなんですけれども、親なき後の生活の練習の場に一時的に活用したり、福祉の専門家であればいろんな可能性をご提案いただけるかと思います。制度に明るい職員さんを含めて、福祉の方面からも公営住宅の運営を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

第5の質問に移らせていただきます。

障害福祉サービスを受ける町民で、グループホームの希望者、独り暮らしの希望者などどれくらいいらっしゃるかは調査されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課 見並。

グループホームを活用したいという方の人数ということでございますが、井上議員も御存じかもしれませんが、実は希望調査につきましては、平成30年に玉城町自立支援協議会にて、玉城町の障害者グループホームのニーズ調査というのを実施をさせていただきました。その際、人数ということで把握をさせていただいたわけですが、何せ年数がたっております。以降はこのニーズ調査については実施をしていないというふうなこともございますので、現在再度実施をしていくように検討しておるような状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） おっしゃられたように、平成の調査ですと、もうお子さんも社会に出ているかもしれませんが、当事者の方や保護者の方の意向もコロナ禍を挟んでおりますので、変わっていらっしゃるかもしれませんので、そのあたりもう少し踏み込んだ形で調査いただければと思います。

自分が元気なうちは面倒を見られるおつमोरの保護者の方が多いんですけれども、体が動かなくなってからでは手遅れでございます。当事者の方がグループホームに向いているのか、いないのか、独り暮らしが可能なのかなどは、保護者の方が元気なうちに長い時間をかけて試す必要もございます。漠然とグループホームの希望者が多いとか、何人ぐらいいらっしゃるという把握の仕方ではなくて、どれぐらいの町民の方が親亡き後にどの程度備えないといけないのかなども調査していただきまして、今後の町政に生かしていただきたいと思います。

町営住宅の質問の最後になります。

困窮者支援、障害福祉サービス、DV被害者支援など、福祉の分野で公営住宅の役割は大きいと考えます。民間活用を含めた今後の運営方針を伺います。

○議長（小林 豊） 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 建設課長 平生。

私のほうから答弁させていただきます。

まず、先ほど言われてました障害を有する方の町営住宅の優遇措置というふうな議員がおっしゃられたもので、その部分をちょっと補足させていただきますと、若干入るに当たっての収入制限というのがございます。その中で障害を有する方に関しては、そちらのほうの金額のほうを若干幅を持たせとるというようなのが唯一受入れ側の措置になっております。ご理解ください。

あと、こちら先ほどから言われています困窮者、また障害福祉サービス、DV被害者支援ということで、こちらに対する公営住宅の役割ということなんですけれども、この町営住宅に入居する資格のうち、今言われておられるような該当者の方につきましては、当然障害をお持ちの方については、その種類であるとか程度によるんですけれども、当然そこら辺に該当すれば、ほかにありましたDV被害者と同様に入居の申込みは可能となっております。他の一般の希望者と含めて入居を決定させていただくという条件は変わりませんので、申し上げます。

あと、住宅管理者としての役割ということなんですけれども、本来こちら我々のすべきこととして、町営住宅へ本来居住を必要とする方の把握に努める必要があると思っております。実際募集をして、応募があっても、例えばその資格で落ちてしまったりとか、あと、住宅の老朽具合でやっぱりやめとくわとなったりとか、あと、この住宅につきましましては、収入を基準にして家賃のほうが決定的しております。中には自分の収入に合う家賃と、あと民間住宅との比較をされる方もございまして、多少の差であれば民間のほうを選択されるという方も現実にはございます。実際そうすると、果たしてその人らが困窮者に当たるのかということで、やはりこちら供給側としては、本当に必要な方の把握に努める必要があるというふうに思っております。ただ、我々建設課だけの、住宅管理者側だけの技量ではなかなかそちらについては困難だというふうに思っています。当然福祉部局とも連携強化を図りながら、そちらのニーズの発掘に努めたいというふうに考えております。

あと、将来に向けて運営方針ですね、こちらなんですけれども、冒頭町長のほうからも申し上げたとおり、城東団地に現在の文化、技術に対応するような施設へ大改修する予定のほうは今のところございません。

今後の展望といたしましては、中長期的にはなるんですけれども、施設の整理等も検討に入っていくというふうに考えております。

ただ、整理、減らすことばかりではなくて、効率的な公営住宅の供給というのは今後必要になってくると思いますので、こちらにつきましましては、既存の民間の集合住宅等を活用して、借り上げによる住宅供給等も視野に入れながら検討に入っていきたいというふうに考えます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 長期的な展望までお答えいただきました。役割を終えるまでは空き部屋も有効に活用していただきたいと思います。困窮者支援にしても、障害者福祉サービスにしても、DV被害者支援にしても、公共住宅を活用するよう、国から条件を緩和して活用するよう依頼はあったかと思います。福祉課と建設課で情報交換を密にさせていただきまして、条例や規約の見直しを含めてご検討いただきたいと思います。

それでは、2つ目の教育に係る補助事業について、4つに分けて伺います。

玉城町では奨学金制度、学習塾代助成事業、英語検定料補助金交付事業など、学校教育に関わる金銭的支援がございます。まずはこれらの支援制度について、応募状況の推移を伺います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問にお答えしたいと思います。

玉城町奨学金制度については、令和2年4月から支給を開始しております。目的は、経済的利用により修学困難な学生に対して奨学金を支給し、社会に貢献する有用な人材の育成を図るということになっております。対象は町内在住の高校生または高等専門学校等に在学している者ということになっております。

応募状況ということですが、応募者数は令和2年度から7年度にかけてなんですが、新規応募者数は3名、4名、3名、6名、3名、3名ということで、新規応募者数3名程度というような状況です。また、継続で奨学金制度を受けているという者もおりますので、当然令和2年度は初年度ですので、継続者はいませんので、3年度からなんですけれども、3名、7名、6名、6名、6名といった具合で、新規応募者と継続の方を含めると、毎年10人ほどということになると思います。

また、今度は玉城町学習塾奨学金についてですけれども、令和5年4月から支給を開始しております。目的は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子供たちの学力や学習意欲の向上を目指し、進学のための学習塾等にかかる費用を助成するものです。対象は、町在住の玉城中学校在校生または高校等に在学している者ということです。応募者数、これは令和5年度からになりますので、新規応募者数は5年度から5名、7名、4名というような状況で、これも継続者もいますので、令和5年度はゼロですので、6年度から1名、3名ということで、新規応募者数に継続者を加えると5名程度というようなことになります。

そして、玉城町英語検定料補助金については、町内在住の小・中学生及び玉城町立の小・中学校に在籍する児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るものです。平成31年4月から補助を行っております。応募者数、令和元年度からということにしまして、昨年度の6年度までにしますと、102名、64名、49名、38名、40名、38名ということで、補助金が始まったときは多かったんですけれども、最近はここ数年は40名程度というような状況になっております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） たしか英語検定は1回補助が受けれないから、初年度はたくさん受けられて、翌年からは新規に受ける子だけということで減ったのかと思うんです。先ほど言われました英語検定補助金につきましては6年経過しまして、制度が始まった当時の教育長からは、やる気を出すきっかけづくりとご答弁いただきました。それを踏まえて、第2番目の質問に移ります。3点に分けてお伺いいたします。

まず、子供たちが英語に取り組む姿勢に変化はございましたでしょうか。子供たちや保護者の意見はいいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

英語に取り組む姿勢ということなんですけれども、玉城町は平成25年度に、三重県教育委員会の事業、英語コミュニケーション力向上事業を受け、小・中学校共に外国語教育に力を入れ、小学校での外国語活動や、外国語である英語の教科をこの地域では早くから積極的に取り組んでまいりました。

また、小・中学校に3名の英語を自国語とする外国語指導助手、いわゆるALTを町にて配置しております。そのことによって英語のネイティブな発音を学び、国際的な理解を深めることができていると思っていますし、また、英語のコミュニケーション能力を向上させていることに寄与していると考えております。そして、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料補助金交付事業を行っているというような具合です。

先ほど議員からおっしゃられた取り組む姿勢にということですが、その裏づける数値的なデータ等はありませんが、現場の状況を見たり聞いたり、そういうことを総合しますと、以前に比べれば子供たちにとって英語が身近であって、特に話すと、スピーキングということに関しては非常に抵抗がなくなっております。そのことによって取り組む姿勢というのは自然に上がっていると感じております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 英語に取り組む姿勢が向上しているということでいいことだと思います。ありがとうございます。

では、2点目の質問に移ります。

英検以外の英語検定について再度検討はされたのでしょうか。この補助金ができたときにTOEICやTOEFLの受験補助は視野に入れていないのか質問させていただきました。英語を使った仕事に就きたいとか海外に留学したいなど、高い志を持ったお子さんがTOEICやTOEFL受験しようと思っても、三重県では受験日程も少なく、近くても津市の受験会場にまで足を運ぶ必要があります。やる気スイッチも大切だとは思いますが、志のある子にこそ手厚い支援をする必要があるのではないかと感

じますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問にお答えしたいと思います。

今のところ英検以外の英語検定については検討はしておりません。理由としましては、日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定、いわゆる英検ですね、英検は幅広い世代が受験する国内最大級の英語検定試験であって、英語を習い始めた方から大学上級程度の8つの級がありまして、年3回の受験機会、そして受験会場も多くのところにあるということから、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上をとということを図るには一番適していると考えているからです。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 例えば交換留学制度のある高校に進学したり、海外の高校に進学したいと希望するようなお子さんであれば、英検でなくTOEFLの受験の希望者が出てくると思います。現在受験者がいなくても、今後そういった志のあるお子さんが出てこないとも限りません。英検の受験補助というのはすごくいい制度だと思うんですけども、英検以外の英語検定にも対象を広げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

3点目の質問に移ります。

どうしても英語は苦手なお子さんでも、ただになるからという理由で英検を受験させる保護者の方もおいでになるようです。お子さんの特性によっては、どんなに頑張っても英検受験の能力を伸ばすことが難しい場合もございます。英語に特化して自信をなくすよりは、得意な分野を伸ばす意味も含めて、漢字検定や情報処理検定、日本語検定など、ほかの検定受験についても広げることはできないのでしょうか。ほかの検定の補助も検討されたのであれば、英語に特化し続ける利点をお聞かせください。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今のところ英語検定以外のところは検討はしておりません。先ほどからの英語検定の補助の理由というところから、検定の補助については英語検定だけと考えているといった具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 第3の質問に移ります。

該当自治体内に就職、居住することを条件に奨学金の返済を支援する制度を設ける自治体が増えてまいりました。県内では伊賀市、上野市など、それぞれの条件で本人に支援を、志摩市では、それに加えて従業員に返済支援をする地元企業に補助を出す制度も

あるようです。地域に必要な職種に特化して、例えば看護師や保育士について、該当自治体に勤務する方であれば、奨学金の返済を支援する制度を取り入れる自治体もあるようです。これらは働き手不足解消だけでなく、若者定住促進につなげる目的のようでございます。今の玉城町の学習支援にする補助金とはまた別になってくるかと思うんですけれども、玉城町でもその補助、奨学金を出すだけでなく、奨学金を返すことを支援する制度の取組は可能でしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

質問にお答えしたいと思います。

可能かどうかということに関しましては、非常に分からないというところなんですけれども、検討したことは正直言ってありません。また、教育委員会だけでなく、先ほども他の市町のことをおっしゃってましたが、教育委員会だけでなく、町全体のところを考えていくことなのかなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課 見並。

人材確保の観点から、先ほど井上議員のほうからご質問のありますように、奨学金制度という考えがないかということで、福祉の立場での考え方ということでございますが、福祉に関しましては、特に介護、また子育て支援というふうなところが関係するのかなというふうには考えております。どちらも介護職員が不足しておるとか、保育士が不足しておるといふような現状は仰せのとおりでございますが、今現在のところ、介護職員というところについては特に考えは持ち合わせておりませんが、子育て支援に関連する保育士、このことにつきましては町いたしましてもすごく重く受け止めておるといふような状況もございます。そういったことから、他の自治体、こういった取組を先進的にやっておられるところというのもあるというふうに聞いておりますので、今そういったところをいろいろ調査させていただいて、町としても取り組んでいきたいというふうなことで今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 玉城町でしたら子育て支援の人材不足を補うために、社会福祉法人や企業保育園を設置した企業の奨学金返済支援などの、そういうやり方もあるかと思えます。ぜひ支援のほうを充実させていただきたいと思えます。

では、第4の質問に移ります。

社会教育において、講演会や町の施策の一環として各種検定の実施を関係機関に働きかけることは可能でしょうか。例えば福祉の関係で認知症についての講演会を実施されたら、ユニバーサルマナー検定の3級、2級受験を目標に、認知症サポーターさんの協

力を得て連続講座を開設して、15名以上受講者を集めないと来てくれないんですけども、ユニバーサル検定を玉城町で実施するとか、防災のイベントを実施したら、防災検定受験を目指して、防災ボランティアさんの協力を得て講座を開設して、防災備蓄収納プランナーの1級、2級とか、防災検定を実施してみるとか、受験料はご本人が負担するとして、別途かかる実施費用、来ていただく交通費とか会場費用とかを町で負担することもできると思います。こういった補助事業があれば、学びの場が広がると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 教育長 山村。

今、議員がおっしゃられたというようなことを具体的に今のところ検討したことはありません。ですので、また、内容を今聞かさせてもらおうと、教育委員会だけでなく、いろんな課との共同で行うようなことではあるのかなと思いますので、そのあたりができるかどうかは分かりませんが、また考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 玉城町で受験できるようにするには人数集めとか手数料などが必要になってくると思います。高齢者や子供たちが遠いところへ受験しに行かなくても、検定とか受けられるように社会教育の充実にお力添えをいただければと思います。

では、3つ目の森林施策について、4つに分けて伺います。

ここで通告書に誤字がございました。森林環境譲与税が全て森林環境贈与税となっておりますので、ここで訂正させていただきます。

森林環境譲与税が導入されてしばらくたちました。ちょうど6年前にも森林管理について質問させていただき、所有山林の位置の分かる所有者がお元気なうちに進めていただきたいと申し上げました。そういった方々がどんどん減っている今、玉城町としてどのような施策を考えておられるか、まずは森林の整備について、進捗状況と今後の予定について伺います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中参事。

○産業振興長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

まず最初に、玉城町における森林環境経営制度の進捗状況についてお答えしたいと思います。

令和4年度より、山の尾根や谷などの地形によって区切られた林班界というものを単位にしまして事業をスタートさせています。この事業の流れとしましては、まず対象森林の所有者に対しまして事業の説明と意向調査を実施します。その意向調査の中で、今後町に管理を任せたいという森林につきまして、作業範囲の現地調査や境界明確化をさせていただきまして、その次に、その土地の管理について所有者様と町で伊勢森林組合などと3者契約を結びまして、作業を進めていくという形になります。現在につきまし

ては、この3者契約の準備を進めておるところでございます。

次に、今後の予定ですが、財源となります森林環境譲与税の範囲で、この4月から集落支援員として、採用した元森林組合職員さんにもアドバイスをもらいながら、先ほど説明したローテーションで今後事業を実施してまいります。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 玉城町は林業従事者もほとんどいらっしゃいませんし、森林面積が少ないために、森林環境譲与税の配分が少ない町でございます。毎年基金に積み立ててはいますが、まだそれほど進んでないかと思います。先ほど申し上げましたように、山のことが分かる地権者さんがお元気なうちに進めていただく必要があると思います。林業に明るい職員さんを採用されたということですし、本格的に町全体の森林整備へ力を入れていくことはできないでしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 里中参事。

○産業振興長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

先ほども言いましたように、この町全体の森林整備についてなんですが、おっしゃられたように、森林環境譲与税の範囲で現在進めていますということを言わせてもらいましたし、原地区のほうでモデル事業ということで、その経験を基に、今後は事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 現在の地権者さんは山に行ったこともない方がほとんどであると予想できます。森林管理に関する情報提供や周知活動、例えば木を切るときには届けが必要であることを知ってびっくりされる方もございますし、下刈りをしていないと土砂災害の原因になるということを御存じない方もいらっしゃいました。今後森林管理に関する情報提供や周知活動について何かお考えはございますでしょうか。

○議長（小林 豊） 里中参事。

○産業振興長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

地権者様の周知等なんですが、先ほど説明させてもらったように、譲与税の範囲なんですけれど、森林管理制度の事業を進める途中でその方々に説明をさせていただいております。また、集落支援員等の採用をさせていただいたんで、その方との相談会や、そのモデル事業をさせていただいたんで、その経験を基に、今後ホームページ等にも紹介をさせてもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） はい、よく分かりました。

最後の質問になります。

玉城町では林業が盛んでないからこそ、森林施策については工夫が必要であると考えます。土地の境界線にＩＣタグやセンサーを内蔵したくいを設置して、位置情報と連動させるなどいろいろな新しい技術が出ております。これに限らず新しい技術も採用していく必要があると考えますが、可能でしょうか。また、既に現在採用を検討している技術があるのであればお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 里中参事。

○産業振興長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

新しい技術の採用等についてなんですけれども、確かに林業の現場でも農業と同じくスマート林業という言葉が出ておりまして、造林の育成のデジタル化や林業の機械等のＩＣＴ化が進んでいるということは聞いてます。しかし、まだ現在玉城町が進める森林経営管理制度の事業につきましては、ほぼ委託業務となっております、特にそのＩＣＴや新しい技術というものはございません。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 森林管理は防災に深く関わることでございます。そのための森林環境譲与税でもございますし、いろんな譲与税の範囲の中で順番にとのことですが、地元の方が意識を持っていただけるよう、少しだけでも早く手を入れていただいて、安心・安全なまちづくりの一助となるよう希望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（小林 豊） 井上で井上容子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10時50分まで休憩したいと思います。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

○議長（小林 豊） 次に、2番 南雅彦議員の質問を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をしたいと思います。

冒頭で恐縮ですが、前回の一般質問におきまして、私の時間配分の不手際により質問が途中で終了する形となってしまう、各関係部署の皆様にはご迷惑をおかけしましたこと、改めておわび申し上げます。

今回の一般質問では、その際に十分お伝えができなかった部分を含むため、前回と一部内容が重複いたしますが、何とぞご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速一般質問のほうに移らせてもらいます。

玉城町における保育所の待機児童の問題について。

昨今、玉城町では保育所における未満児の待機児童が増加傾向にあります。この現状を玉城町としてどのように受け止め、また今後どのように対応していくのか、町長としての所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 南雅彦議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 南議員から保育所の未満児の待機児童の増加傾向にあるということで、ご心配のご質問を賜ったわけでございます。

南議員同様に、私どもも希望をいただいとる未満児を受け入れることができていない状況、大変深刻だというふうに認識をしております、保育士の確保に今全力で取り組んでおるという状況でございます。

玉城町の町の重点政策といたしまして、ご承知いただいておりますように、子育て、保育、これを重点に取り組んできておるわけでございますけれども、近隣市町あるいは全国的にも先駆けて、安心して子供を産んでいって育てることができるまちづくり、このいろんな施策を事業展開、支援をしておるのが町の状況でございます。それはご承知いただいておりますとおりでと思いますけれども、そんな中で、やはり最近育児と仕事を両立したいと、こういうご希望の方が増えてきておるといことと、さらに町の様子を眺めていただきますと、特に若い人たちが玉城町を選んでいただいて、田丸小学校や有田小学校や近隣の玉城病院周辺にも新しい家を建ててくれていただいておりますと、こういう傾向もあって、非常にご希望がなくて、保育士の確保ができなくて待機していただいておりますと、こういうことが今の現状でございます。

また、直近の三重県内の女性の就業率も三重県で3番目、川越あるいは木曽崎に続いて女性の方の働く割合が玉城町は非常に多いと、こういうデータもあるわけでございます。とにかく一日も早く期待に応えるように努力をしていきたいというふうに考えております、先日第1次の募集をいたしましたら、少し応募者の方がおっていただいて、期待をしておるところでございます。全力でこの保育士の確保に取り組んでいきたいと、こんなふうに思っています。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいま町長のほうから答弁をいただきまして、現状の待機児童の深刻な状況の把握と、あと玉城町における子育て、保育に重点的に力を入れているということを聞かせいただきました。それとあと、育児と仕事ということで両立を図るといことを求められているということも理解しているということで、あと、それに伴い

女性の働く方が玉城は非常に多いというところで、いい傾向ではあると認識いたしました。

それで、次に、現在玉城町内で保育所、未満児の待機児童が発生している主な原因は何であると考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 保健福祉課こども子育て室 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

現在の待機児童の主な原因は、第1に、やはり保育士の不足が挙げられます。保育ニーズが高まる一方で、保育士の確保が困難な状況が続いており、これが保育所における受入れ枠拡大の大きな障壁となっております。

第2に、支援を必要とするお子さんの増加です。特別な配慮が必要なお子様の受入れにより、より手厚い人員配置や専門的な知識が求められます。玉城町におきましても支援を必要とするお子様の数が増加傾向にあり、令和5年度は31人、令和6年度は35人、令和7年度は40人となります。幼児期から丁寧な支援に取り組む玉城町の子育ての理念に基づき実施していますが、既存の保育資源に一層の負担をかけていることになり、結果として待機児童の発生に影響を与えています。

これらの主な要因が現在の待機児童問題を引き起こしていると分析しております。引き続き喫緊の課題として対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 関係課の室長のほうから答弁いただきました。主な原因として、まず最初に、保育士の不足ということを挙げられてました。それとあと、支援が必要とされる児童が年々増えてきておるということで、そちらに保育士の方が必要ということで、これは手厚い保育という面で見たら、玉城町としてはすごくいいことだと思うんです。

ただ、それに伴って待機児童が増えてしまうということであれば、やっぱり何か改善策を取らなくちゃいけないという思いがあります。やはり大きな問題であるというその保育士不足というところを重点的に考えていかなくってはならないのかなという思いがいたしました。

玉城町としましては、やはり第6次玉城町総合計画の中にもうたってますように、基本の施策1－1というところで、子育てのところですごく手厚い未満児の入所増加傾向にあると、それも分かっておるというところで、休日保育、延長保育、病児・病後児保育などのニーズについても状況に合わせて取り組んでいく必要があるというふうに認識しておるところであります。

やはり、そこで保育所入所待機児童ゼロを維持するとともにというところもうたってます。ですので、やはりこの辺がすごく人が集まってくる要因であると。移住してから来られる方、あと今現在住んでおられる方の次の世代の方とかが安心して住みたいなど

いうことで、働く世代にとっては預けたいという思いがあるんだと思います。

そこで、次に移らせていただきたいと思いますけれども、2番のほうにいかさせてもらいますけれども、来年度以降も未満児の待機児童がさらに増加する可能性がある中で、町として具体的にどのような対策を検討、実施されているのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

来年度以降も未満児の待機児童が増加する見込みであることに對し、町といたしましても、第一に保育士の確保に向けた継続的な取組を強化いたしたいと思います。現在、保育士の不足が待機児童の大きな要因となっていることから、その確保を最重要課題と位置づけております。継続的な募集活動の強化として、町のホームページや広報紙に加え、保育士専用の求人サイトなど、多様な媒体を活用し、年間を通して継続的な募集活動を展開していきます。

また、効果的な求人広告の実施として、潜在的な保育士へのアプローチができるように、魅力的な求人広告の作成、掲載に力入れます。先月の広報にも大きく広報紙に載せさせていただいています、募集のほうを。保育士の町民の皆様にも今現在保育士が不足しているんだなというところで、自分もまた免許を持っていたら、ああ、こういう玉城町のほうに協力をしたいということとして、保育士の免許を持っている方がまた応募してくれたり、またお友達で免許を持っている方を紹介したりというふうな工夫もして、今回広報にも少し大きく上げさせてもらっています。

続いて、ハローワークとの連携強化として、ハローワークを通じて、より多くの求人の方に当町の保育士業務の魅力を伝え、就職につながるよう連携を密にしています。昨年度も直接ハローワークに出向いてお願いをしています。

続いて、地元の保育士の養成校である高田短期大学や皇學館大学に対し、積極的に当町の保育士採用試験を受けてもらうように働きかけ、新卒保育士の確保に努めてまいります。正規保育士試験の回数も6月と9月と2回実施しています。今年5月も訪問させていただきお願いしています。

今年度はまた新たな人材確保の取組として、町外から移住を伴う保育士の地域おこし協力隊の受入れを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 答弁いただきました。執行部の方、町としてもいろいろな工夫をされて、全力を挙げて保育士不足の解消をする上で、様々なことをやっただけではない。ホームページに載せて募集をしたり、保育士専用の募集、あと免許を持っている人の紹介やハローワーク、あと保育士の専門学校でもある高田短期大学ですか、それとあと皇學館のほうにも出向いていってもらっているということで、かなりの努力をされておられるのだなというのが分かりました。やはりそれでも保育士のほうが集まらないとい

うところがすごく大きな問題ではないのかなというところが僕は感じました。

それで、次に移りたいと思います。

保育士及び会計年度任用職員の人員について、町として現時点で絶対数が足りているのかどうか伺いたいと思います。やはり正職の方が足りなかったら会計年度任用職員の方に頼らなければいけないというところも踏まえまして、ちょっと答弁をいただきたいなと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

現在、玉城町として保育士及び会計年度任用職員の絶対数は足りていないと考えております。玉城町職員定数条例及び職員の定数の配分を定める規則では、保育所関係職員として行政職44名としているのに対し、40名で4名不足しています。また、現在、会計年度任用職員については、フルタイム37.5時間勤務の職員が19名、週20時間未満の職員が48名となっております。待機児童57名を解消するためには、正規保育士及びフルタイムの会計年度任用職員が14名必要となります。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今答弁いただきまして、やはり正規の保育士さんが4名足りないということで、定員を割れているということで、やはり4名といいますとかなり大きい数字となるかなと思います。保育士さん1人フルタイムで働けるとなると、やはり資格を持っているということもありますし、担任を持てるということもありますし、そこら辺で、やっぱりフルタイムで働ける方の呼びかけとかもしてはいただいていると思うんですけども、やはり正職の方を補うという形で会計年度任用職員の方、数で言いますと多いように思うんですけども、やはりパートタイムの方が多いいということで、そちらで48人ということでしたんですけども、普通に考えたら多いなと思ってしまうんですけども、やはり時間の配分とかはどういうふうな感じが現状なんでしょうか、聞かせていただけないですか。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

20時間未満の職員の体制なんですけれども、早番の職員の代わり、遅番に入られる方、また給食、お昼を食べる方の代わり、あとお休みを取りたいときの代行としてあり、いろんな形での働き方ということで、週にその方まちまちで、2時間の方もいれば、4時間の方もみえるようで、そういった時間を組み合わせながら保育所のほうは運営しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 答弁のほうを聞かせていただきまして、やはりパートタイムの方

の働く時間というのはまちまちでということで、1週間に2時間だったりとかという話もございましたし、人それぞれ違うと思うんですけども、やはりそれでも会計年度の任用職員の方の力がないと、やっぱり正職の方がご飯も食べることもできなかつたり、ちょっと急用があつたりで休むこともできなかつたりするところをしっかりとカバーしておられるというところだと思うんですけども、やはり会計年度任用職員の方でフルタイムが19名と、あとパートタイムが48名ということになりますと、19名がフルで働けるということになりますと、やはり数字的に見ましてもフルタイムは少ないのではないかなというところだと思うんです。そこをどういった形で呼びかけるといえるか、パートタイムの方の会計年度任用職員の方をフルタイムへ持っていったらもらえるかとか、そういうふうなかけ合いとかはございますでしょうか。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

確かに20時間未満の48名の方がフルタイムに変わっていただけると、この待機児童は解消されると思います。しかし、働き方は個人それぞれの働き方があり、扶養範囲という言葉があるように、そのことも踏まえておりますので、そういったところも配慮した働き方で受けていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員、パートタイムという表現はあまりいいことないかなと思うんで、ちょっと気づけていただきたいと思います。

○2番（南 雅彦） 分かりました。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今後気をつけたいと思います。やはり皆さんで協力し合つてというところでいろんな働き方をしながら精いっぱいやられていくということがよく分かりました。それを踏まえた上でも、やはり職員、保育士の不足というのが明るみに出ているということだと思います。

次に移らせていただきたいと思います。

保育所における職場環境や保育士の処遇改善について現状をどう評価されており、その必要性について、町長としてどのように認識されているか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） やはり保育所だけではなくて、今働き方改革が言われておる時代でありますから、どの職場におきましても、やはり職場の環境、働きやすい環境をつくっていくということはもう大変重要だと思っていますし、後ほど担当のほうからお答えは申し上げますけれども、一部処遇改善はさせていただいておるところがございますし、これからもやはり人材確保のために、保育士確保のために処遇改善をしていかなきゃならんと、こんなふうに思っておるわけでございますので、どうぞその節にはご理解を賜りたいと思っています。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 保育士職員に対する特別手当が幾つかあるかと思います。特別残業手当というものがありまして、それが保育園で実施する運動会や発表会などの行事に対して、通常の保育所業務に加えて準備や打合せなどの特別業務を行う保育士に支給される手当、金額はその園とかによって多少異なることはあると思うんですけども、一般的に月額1万から3万8,000円程度というところで、あと基本給に含まれている保育園もあるというところであります。

あと、処遇改善手当というものがございまして、保育士の処遇改善を目的とした補助金制度で、国や自治体から支給されるというところで、月額1万2,000円から3万8,000円と。これは勤続年数に応じて給料アップを図るというようなもの。それと、月額5,000円から4万円程度の給料アップ、これは新たに役職に就くことで支給されると。例えば副主任保育士とか専門リーダーといった役職で、もう一つが月額9,000円支給ということで、これは期間限定の賃上げの制度ということで書いてございましたんですけども、こういった制度を盛り込んで、保育士の確保と、あと、持続して働けるような政策というのは玉城町では行っているのかどうかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

貴重な情報ありがとうございます。玉城町では現在、具体的な取組では処遇改善で、令和7年度よりフルタイムの会計年度任用職員の報酬を5,000円相当アップしました。報酬アップは現職員の離職率の改善とよりよい人材を確保するために引き上げました。職場環境では週22時間未満の会計年度任用職員を増員することにより、職員1人当たりの時間外労働の削減や休暇の確保を容易にし、よりよい働きやすい職場環境になるように努めています。保育士がその専門性を十分発揮し、子供たちへの質の高い保育を提供するための基盤となっていると考えています。今後も職場の声に耳に傾け、継続的な職場改善、処遇の改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほどの答弁で会計年度任用職員の方の給料アップということで、5,000円程度ということで対策をいただいているということで、予算にも盛り込まれていたと認識しておりますんですけども、いつときの手当ということでもやはり働く側にとってはモチベーションも上がったり、もらってうれしいものだと思いますし、それだけの仕事をしているということもあると思います。ですので、いろんな補助金とか、正職の方にもそういう手当という形でも、一時金という形でも盛り込んでいただいて、職場を盛り上げていただけるように、魅力のあるような職場を今後もつくっていただきたいなと思います。

それと、先ほどおっしゃられていたように、職場に出向いてどういう状況なのかとか、職場の環境の現場の声を聞くということもおっしゃられていましたので、継続して続けていただきたいなと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

保育士の確保の策の一環として、近隣市町や県外からの移住者を対象とした補助金制度の創設や既存制度の活用を検討されているか伺いたいと思います。これは保育士さん限定ということで、普通の移住じゃなくて、保育士の免許を持っている方のような、そういう意味であります。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

今回、大学へ訪問したときに、年々保育士を目指している学生が少なくなっている現状を聞かせていただきました。保育士になりたいという夢を持ったとき、経済的に不安なく保育士の夢を追いかけて、将来的に玉城町の地域福祉に貢献していただける方を全力でサポートしなければならないと思いました。

そこで、保育士の修学資金貸付制度など、県外からの移住者も含め、保育士になりたい人への応援制度を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほどの答弁で保育士の卵の支援ということでの一環を考えられているということで、よく分かりました。そのままこれを実践していただけるように、引き続きいろんな方向から考えて、支援のほうをしていただければなと思います。

それと、近隣市町や県外というところなんですけれども、やはり国のほうから、日本全国いろんな補助金というか、そういう制度もあるみたいでございます。例えば兵庫県の南あわじ市保育士確保対策事業補助金とかいうのもございまして、これは市が単独でやっとなやつだと思うんですけれども、これは1日6時間、月20日、3か月以上勤務条件という一定の条件がつきますが、一時金として30万円を支給するというふうな補助金制度であつたり、賃貸の住宅に住まわれる保育士さん限定になるんですけれども、最大月5万円の補助制度があるというふうな、保育士をするなら、例えばそれを玉城で取り入れた場合ですと、近隣市町ありますけれども、玉城で保育士したほうが得やよというふうな、そういうふうなお得感を盛り込むような、そういうような制度等を玉城町単費であつたり、そういう独自で計画をするということも必要なのではないかなと思います。いろいろございましてなんですけれども、国からの補助とかもそういう移住ということに関して出るところもございしますので、その辺も含めていろいろ保育士さんの層を厚くするような魅力のある補助金とかをどんどん活用していただければなと思います。

次に、未満児の受入れが町内施設の定員を超える場合、単に受入れを断るのではなく、近隣市町に受入れを求めることはできないか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

玉城町としても、近隣市町への広域入所の受入れはお願いしており、伊勢市への広域入所は、保護者の就労先が伊勢市内であることなど条件がありますが、私立の認定こども園8か所が受入れ対象と聞いております。近隣市町への受入れは、具体的な協議や連携が重要となりますので、近隣市町への保育施設の空き状況や広域利用の可否などの情報収集を行い、未満児待機児童の解消につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 近隣市町の受入れのほうをいろいろ調べていただいたり、連携を持ってもらうように足を運んでいただいたりと、いろんな努力をされているなということで理解いたしました。この待機児童の問題となりますと、やはりお互い夫婦が共稼ぎになるというところで、どうしても今物価高であつたりとか、収入が30年間伸びないというふうな状況の中で、やはり片方、お父さんだけ、お母さんだけでという形で生活が成り立たないというのが現状なのかなというふうに思う次第でございます。そこでお子さんをもうけて育てるとなると、やはり未満児保育は必須という条件になってくるのかなと感じるところでございます。ですので、そこに力を入れていただくというところがすごく重要なことやと思います。

それで、今まで玉城町の執行部の皆さん、町民の皆様の努力により、玉城町の功績が今まではばらしく、住み心地ランキング1位に、町の幸福度ランキング2年連続2位に選ばれているという、すごくすばらしい功績を過去に持っております。やはりそういうのを見たり聞いたりした他市町の方が玉城町はええなど。それでいろいろ玉城町のそのうわさや声を聞いて、せっかく玉城町のドアをノックして移住してくてくれた方や、昔から町内にお住まいの方で、次世代の家族をもうけようということで、保育のほうですよ、受け入れられない状況は非常にもったいないなというふうに思う次第です。やはり住んでいただいて、それで、行く行くは玉城町を担っていく方に、子は宝と申しますけれども、やっぱりそこら辺のスタートラインといいますか、町政の本当に根本的な礎というか、そこをしっかりと改善しなければ未来はないのかなというところだと思いますので、ここら辺を非常に難しい問題ではあると思うんですけども、皆さんが私も含め、町一丸となって問題解決に携わるといいですか、みんなで一生懸命考えて、よりよい玉城町、住みよい玉城町というのをつくっていく必要があるのかなと思います。

最後になりますけれども、これで私の一般質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 山口室長。

○こども子育て室長（山口 明子） こども子育て室室長 山口。

今回の答弁の中で、37.5時間はフルタイムという言葉を発言をしましたが、訂正し、

フルタイムではなく、37.5時間とのみ言わせていただきます。

○2番（南 雅彦） 私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 豊） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

少し早いんですが、一般質問の途中ですが、昼食休憩のため休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時といたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

（午前11時30分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

諸般の事情により午後からは私が議事進行を務めさせていただきます。

一般質問に入る前に、井上議員、南議員より発言の申出がございます。

7番 井上議員。

○7番（井上 容子） 7番 井上。

先ほどの私の一般質問の中で、議場で使うには適切とは言えない表現を使用いたしました。障害にも様々ありという表現に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（前川さおり） 2番 南議員。

○2番（南 雅彦） 2番 南。

私の一般質問において、議場では好ましくない発言がございましたので、訂正をお願いいたします。正しくは保育士を志す方たちに改めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（前川さおり） それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

〔1番 坂本 稔記 議員登壇〕

《1番 坂本 稔記 議員》

○副議長（前川さおり） 1番 坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 1番、坂本。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

私のこの一般質問の中では事前にお配りした資料を使うことがございますので、その都度私のほうからお伝えさせていただきますので、そのとき配付した資料をご覧になっていただくようお願いいたします。

それでは、早速ですが質問させていただきます。

私からの質問は、役場職員の適正配置と業務の見直しについての1点となります。

私は、これまで町議会議員として活動する中で、役場職員の皆さんが日々町民のために誠実に業務に取り組んでおられる姿を数多く見てまいりました。その努力には心から敬意を表したいと思います。

その一方で、全国的にも行政の担う役割は年々多様化、複雑化しており、そして、限られた人員で多くの業務を遂行しなければならない状況が続いています。そうした中で、当町としても今後の業務体制や職員の配置、定数について改めて検討する時期に来ているのではないかと考えております。

まずは当町の職員の配置の現状について、町長の所見を伺いたく思います。

○副議長（前川さおり） 坂本議員の質問に対し答弁を許します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 坂本議員からのご質問にお答えを申し上げます。

議員からの質問の中にもございましたように、町を取り巻く環境は速いスピードで大きく変化をしておるといふ現状でございまして、町がこれから持続して発展をしていくためには、その変化に的確に対応していかなければならないと、こういう考え方を持っております。

町がまちづくりのテーマとして掲げておりますのが、何度もお聞きを賜っておりますけれども、誰も安心して元気に暮らせる玉城町をつくっていこうという目標を掲げておるわけでございまして、それに向かって、刻々と変わる町を取り巻く環境の変化に対応する、その組織体制を設けていかなきゃならんと、こんなふうに思っておるわけでございまして、現状の体制等、具体的な内容はまた担当のほうから申し上げますけれども、基本的な考えと方といたしましては、その都度その都度の重要な政策推進のための組織体制、そして人員を配置、そういったこと、あるいは予算措置、それはもう絶えず刻々と変化をしておりますから、それに対応しながら、町の課題解決に向けて前進をさせていく、その体制が絶えず要ると、こんなふうに認識をしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。都度都度目標に向かって体制を整えていくと。それに合わせた配置をしていくというお言葉をいただきました。

私は、町の職員が適切な業務量の中でやりがいを持って働ける環境を整えるということとは、これ結果としては、町民、住民に対するサービスの質を向上することだというふうに思ってます。私の議員活動の中でもそういうところに特に重点を置いて、どうやったら住民サービスに還元できるかといったようなことを念頭に置いて活動しているつもりです。

そこで、次の質問なんですけれども、町の職員の業務量の現状について伺います。

複雑化する住民のニーズや多様化する行政の課題に対して、現場の職員がどのような

業務量を抱えていて、これを町としてはどのように実態を把握されているのか、これについて伺います。

○副議長（前川さおり） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

自治体の業務量につきましてですが、まず人口減少や高齢化、その他新たな制度の導入によりまして年々増加傾向となっており、職員1人当たりの負担は増大している傾向となっております。玉城町における業務量の把握につきましては、タイムカードの打刻時間、時間外勤務命令の申請、グループウェアのスケジュール入力のほか、町独自で作成した業務管理システムを活用して把握しております。このシステムは、各職員が年間、月間の業務計画及び日々の作業内容を入力して、各課の管理職がその内容を確認して、業務内容を把握するようにしております。

また、平成28年度で導入しました人事評価制度におきまして、年間5回の面談を行っておるんですが、その中でも業務の進捗状況を確認しており、その中で上司から部下へのアドバイスをを行いながら、業務内容の把握に努めております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。タイムカードであるとか、あとは時間外の申請、そういったものを通じて、業務量を把握されているというのは認識をしたんですけども、その把握された各職員の業務量というのは、町の上層部の方々、例えば町長であったり、副町長であったり、そういった方たちにどのように共有されている。共有するような機会があったりはするのでしょうか。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

毎月の時間外の申請などを取りまとめまして、月1回の労働安全衛生委員会に諮っておりまして、職員の今の状態について協議している状況となっております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） はい、承知しました。月に1回程度は末端の職員に至るまでの時間外の様子であるとか、そういった業務量の把握、共有ができているというところを確認させていただきました。現在の方法でも、聞いた感じでありますと、一定量の把握はされているのかなというふうに思ってます。これをさらにもう一歩進めて、より課長級であったり、上層部の方、町長、副町長がもっと見える形で、月1回の報告を待つことなく、見える形でできる方法というのをぜひ検討していただきたいというふうに私は思っているんですが、そこで、一つ提案として、デジタルタイムカードというものを、こういう仕組みのものを導入されてみてはどうかなというふうに今私、思っております。役場職員さんが出勤されてきて、退庁されるまでの間のタイムカードというのを、私、

確認させていただいたんですが、昔ながらのイメージのつきやすいアナログ式のタイムカードで、何時出勤で、何時退庁といったようなのがちゃんとスタンプのようなもので押されるもので、恐らくそれを見て、それを集計したりとか、そこから情報を取って、業務量であるとかの一つの情報にしているのかなと思うんですが、もしこれがデジタルタイムカードというものが導入されると、具体的なソフト名というのはここでは差し控えさせていただくんですけれども、ほかの自治体でも導入事例が多々あるようです。導入であったり、運用というのは比較的容易にしやすいようで、アナログの打刻では分かりにくい業務の偏りであったりとか、あとは労働の傾向も自動で分析できるようです。職員の健康管理とか、働き方改革の資料にもなるのかなというふうに私、思っています。また、時間外の集計の確認作業ですね、こういった作業も自動的に終わるというふうに認識しておりますので、そういった集計作業というところにおいても業務の効率化が図れるのかなというふうに思ってます。

こういったものを活用いただいて、業務の実態把握が精度を増せば、適切な配置であったり、またその配置の見直しの判断材料になるというふうに思ってます。これがいい材料としてどんどん回っていくことで、職員にとっても、町にとってもいい循環が生まれるのではないかなというふうに思っております。ぜひ検討していただければというふうに思います。

職員の業務量に関する現状と、その把握についてここまで伺ってきました。この業務量の多さとか多様さというのは、当然ながら職員の配置や定数にも大きく影響するというふうに思っています。

そこで質問なんですが、現在の職員の配置、あとは定数といいますね、これが行政需要に対して適切かどうかについて伺います。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

職員の定数につきましては職員定数条例で定めており、定数の配分は規則で定めております。近年、定年退職以外の普通退職が増加傾向にあり、新規採用で補うように努めてはおりますが、現状は定数を満たしていない状況となっております。全国的に公務員の新規採用者の確保が困難になってきている中で、玉城町におきましてもそれは例外ではございませんで、受験者数は一定数ありましても、内定後の辞退が常態化している状況となっております。

また、採用後におきましても、様々な理由による若年層の職員の退職が増加傾向にあり、欠員につきましては、近年の人員確保の難しさから会計年度任用職員の補充により対応している状況となっております。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） はい、承知しました。全国的に玉城町だけというわけではなくて、普通退職もあることから、定数の維持というのが厳しい状態であって、また当町におい

でもそれは例外ではなくて、定数割れを残念ながら起こしてしまっているということを確認させていただきました。

それでは、次に、この現状を踏まえて、人員配置の見直しであるとか、今回については定数に重きを置いた質問になると思っているんですが、この定数改定、定数に満たない上での定数改定ということになると思うんですけども、この方針について町長の所見を伺いたく思います。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 人員配置なり、定数改定の方針についてのお尋ねでございます。

これはご質問いただいておりますところのご意見なり、先ほどの答弁の中にも重複する部分がありますけれども、政策推進、毎年毎年予算でもご審議いただいておりますように、新しい課題が出てくる。新規の事業も着手しなければいかん。そういうふう刻々と変わってきておりますから、これはその都度その都度のいわゆる職員体制を取らないかんと、こういうことでございます。現在は、先ほど内山課長が申し上げましたように、少し不足しておる部分は、これはそれぞれの職場での協力体制あるいは横断的な協力体制や、あるいは会計年度職員によるところの補充と、こういうふうなことで今乗り越えてきておるのが現状でございますけれども、やはり議員の皆さん方にもご審議賜っておりますような予算の審議あるいは町の計画として掲げておりますところの実行計画の執行と、こういうふうなことはもう刻々と変わってきておりますから、定数というよりも、その都度その都度の対応ができるような職員体制を取っていかなければ乗り越えられないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。限られた予算の中で、かつ抑えられるものは抑えて、今回の場合については人件費というところを抑えて住民のニーズに応えていく。この町長の考えというのは、責任感があって、重い判断だというふうに、私、受け止めてます。もしかしたら、その住民のニーズもあるけれども、それに人件費を増やしてでも、職員増やしたいという思いがあるかもしれませんが、苦渋の決断をされているのだろうかというふうに私は思ってます。

その上で、現状の定数の中で工夫しながら対応していくという、これはやっぱり首長としてはすごく難しい判断で、かつ評価をしなければいけないところだというふうに私、思っています。

ここで1点ご覧になっていただきたい資料があります。事前にお配りした資料1のほうを見ていただきたいと思います。この資料は、当町と近隣自治体の住民数に対する職員の割合をパーセンテージで表したものです。この住民数に対する職員というのは、各自治体で定められる職員の定数ではありません。この中には役場で勤務される職員の方と、地域共生室だったり、教育委員会で勤務される職員の方と、それにプラスをして会計年度職員さんの部分を足した数を住民数で割ったものになります。例えば玉城町であ

れば、玉城病院があつたりとか、保育所を管理していたりという部分があるんですが、そういった出先機関的な部分については、玉城町を含めて、このA町、B町、C町、D町とあるんですが、については加えておりません。なるべく近い条件で比べられたらなというふうに私が思つてつくつたものです。これを見ても、やはり玉城町の現状というのは0.75と、近隣の自治体と比べると低い現状というのが、これ、私がつくつた資料ですが、あるというのが現状で、しかしながら、その都度その都度適正に職員を配置をしてやっていくと。そういった姿勢があることは私、理解しているつもりです。ただ、こういった現状があるというのは職員の皆さんも、もしこれをご覧になっている町民の皆さんにも理解していただきたい、そういうふうに私は思つてます。

玉城町としては非常に少数精鋭で、少ない体制で都度都度の業務をこなしている実態がある。これはもう事実だと思います。このような状況で職員がどのような思いで業務に当たっているのかという生の声をしっかりと吸い上げる仕組みが大切になるのではないかなというふうに思つてます。

そこで、次に、町として役場職員の声、意見であつたり、実態というのをどのように把握しているのかについて伺います。

これまでに職員に対する業務量や働き方に関するアンケート、意見聴取などをどのように実施してきたのか。また、その頻度や内容、結果の活用方法などについて伺います。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

職員の意見等の把握につきましては、毎年ワーク・ライフ・バランスに関するアンケート調査を行っております。その中で課題や要望の洗い出しを行い、働きやすい職場環境の構築に努めております。また、毎年ストレスチェックを行い、検査結果を集团的に分析することで、職場環境の改善につなげること、メンタルヘルス不調になることを未然に防止するように努めております。その他カウンセリングやメンタルヘルス研修を実施し、職員の声を把握するように努めております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。正直、先ほど示した資料の職員の現状からすると、年に1回のワーク・ライフ・バランスのアンケートであるとか、メンタルヘルスのアンケートというのだと心もとないかなというふうに思います。1年に1回のアンケートよりも、やはりこれはもう少し期に1回とか、少し間隔を狭めていただいて、職員の声をもう少し引き上げやすいような環境づくりというのはやはり必要なのかなと思います。そういった中で、現場の声を引き上げるというのは業務改善の第一歩というふうに思うんですよね。いろんな意見が上がってきて、今、私、今これ大変なんですとか、ここはこうだったら仕事をもっと楽に進むのになという意見を把握をするということはまず業務改善の第一歩だと思うんですよね。その中で特に重要なのが、今本当に必要な業務は

何かというところを見極めることだというふうに思ってます。

ここで次の質問になるんですけども、慣例的業務の見直しについて伺います。

これまでの行政運営の中で、いわゆる慣例的に続けられている業務というのが少なからずあるのではないかというふうに思っています。しかし、少子高齢化や人口減少であったり、働き手不足といった社会構造の変化の中で、本当にその業務は今も必要なのか、もっと効率的な方法はないのかという視点から見直していくことというのがこれからの自治体運営には、当町においても求められているというふうに思います。昔からやっているから続けるのではなくて、見直していただいて、慣例業務の取捨選択を行っていただきたいというふうに思っているんですが、私、今述べたように、慣例的業務の見直しであったり、取捨選択というのが行われているのか、また、行われているとするならば、その具体例がもし何かあれば教えていただきたいです。

○副議長（前川さおり） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長 内山。

慣例的な業務の取捨選択を行っているかということですが、見直しの検討が必要なものにつきましては、適宜見直しを行うようにしております。具体的には、イベントなどの外部委託や合同開催、また会議の時間短縮や会議資料のペーパーレス化など、できることから取り組んでいるところでございます。

議員おっしゃるとおり、今の時代に本当に必要なのかという視点で業務を見直すことは大切なことであると認識しておりますので、今後も必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。

イベントを見直したりとか、ペーパーレス化というのは、業務を見直す上で早期に取りかかりやすいような案件というふうに思うんですね。もう一つ踏み込んでちょっと1つ質問するんですが、若手の職員さんがこれはどうなのかなというように思っている業務が多分あるのかなというふうに思ってます。そういったのを見直したり、同じ課内で検討をして、棚卸しをするというか、そういった機会というのはあるんでしょうか。

○副議長（前川さおり） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

庁内の関係の中でございます。私のほうからも答弁をさせていただきたいかと思えます。

一昨年になりますけれども、今、人づくり、組織づくり、風土改革プロジェクトというものを立ち上げをさせていただきました。そういう中で、まずもって採用の3年未満の職員にヒアリング、そのプロジェクト、今そのプロジェクトのメンバーにつきましては、当時係長級のメンバー7人で構成をいたしました。といいいますのが、やはり若

手の職員、また幹部職員等の中間職の係長というふうなことで、幅広く意見が求めやすいというふうなこと、それで、そのプロジェクトのメンバーの中からヒアリングというのを実施をし、若手職員の意見の吸い上げというふうなことで、いろんな改革に取り組んだところもあります。

もう少し具体的に申し上げますと、このプロジェクトの中で、実は人材育成方針基本方針のほうを定めました。これは総務省からの通達にもあり、その中でまた具体的に何をどうやっていくんだというふうなことで、アクションプランというのを6年の4月の段階で作成をさせていただきました。今そういうような形で、そのアクションプランを持たれた形でいろんな取組をさせていただいた中でございます。

そしてまた、2年前にそういうヒアリングというふうなことでございますので、今年度またそのプロジェクトが新しく2年の採用職員につきましてもヒアリングを実施するというふうな計画を持っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。そういった若手職員さんの声を引き上げるプロジェクトであったり、取組がなされているというふうに承知をいたしました。

慣例的業務の見直しというのは、単に業務の効率化だけではないと思ってます。職員一人一人が創意工夫をすることで、余白をつくるといった意味でも重要と考えています。こうした採用であったり、達成感というのが職員の働きがいや成長の意欲につながるというふうに思っているんですが、ここで次の質問として、職員育成や働きがいの向上に向けた取組について実は伺おうと思っておったんですが、今、副町長からの答弁の中でその部分が既に織り込まれて、明確に示されて答弁されています。この部分というのは重複をしてしまいますので、私としては十分な答弁をいただいたというふうに理解をしていますので、質問の5、この部分については省略をさせていただきます。

ここまで業務量であったり、あとは職員の配置であったり、定数であったり、職員の声の酌み上げ方、聞き方、あとは業務の見直し、最後の育成という観点から町の現状等伺ってまいりました。適宜私としては提案をさせていただいたつもりなんですけど、これらを踏まえて、町長としてどのような所見をお持ちか再度お伺いします。

○副議長（前川さおり） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） やはり玉城町としてこれからも持続して発展をしていくためには、絶えず業務の見直しや改革をしていかなければならんと思っておるわけでありまして、そして、そんな中では先ほど議員からも初めの質問にありましたように、職員がやりがいを持って働くことが住民の皆さんのために大きく影響していくんだと。まさに同感でございます。そういった考え方は絶えず大事であるというふうに思っておりますのと、おかげさまで町制70年を迎えました。そして、20年前に玉城町の将来をどうするのかと、平成の合併の議論がありました。単独を選択して今日に至っとるわけでありましてけれど

も、これからも町として持続していくためには何が大事なのかということを絶えず改革が要ると思ってます。

それは何かと。今の地方自治制度の中では地方分権が言われておりますけれども、まだまだ国のコントロール下にあると、こういうことでありますけれども、そんな中で基礎的自治体として住民サービスをよりよく執行していくためのやっぱし自立のための改革が要ると。もう一つは、やはり限られた財政でありますから、その中でいかに効率よく行政運営をしていくかというこの改革も要る。もう一つは、前段の議員さんからの答えを申し上げておりましたように、行政だけではまちづくりはできないということでもありますから、より地域の多くの皆さん方にこの町をよくしていくと、そういうことに関わっていただくための意識の改革、これをさらにもお願いをしていくということではなればいかんかと、こんなふうに思っておりますのと、ただいまのご質問の中でも、やはり若手の職員もそういったいろんな面でのやりがいを持って仕事を執行していくためには、ぜひいろんなところに関わっていただくような機会を設けていくべきだと、こんなふうに考えておる次第でございます。

以上です。

○副議長（前川さおり） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。やっぱり改めて町長の答弁を伺って感じたことというのは、ゴールは同じところにあるのかなというふうに、あとは、その考え方であったりというのが、それぞれ人ですから違いまして、ただ、この玉城町を今後どうしていくのかであったりとか、どうやってよくしていこうというゴールが一緒というところが確認できて、安心しております。

ここで、次の資料を見ていただきたいんです。資料2を見ていただけますでしょうか。

こちらは先ほどの資料1のデータを基に私が作成した資料になります。具体的には、役場職員が1年間に住民に対してどの程度時間的な還元をしているかというのを単純にグラフ化したものです。一番左の黄色いところが玉城町のデータになるんですが、このデータをそのまま表現すると、玉城町の職員は住民1人に対して、年間で言うと14.14時間働いてくれているということになります。

この資料を私、見たときに、ちょっと違和感を感じたんですね。ほか自治体との差がある。これは単純に目で見えて分かることなんですけれども、この資料で表せるところだけではない何か違和感を感じて、ちょっと自分で考えてみたんですが、先ほどほかの議員の発言の中でもあったんですが、住みよい町であったり、幸福度の高い町なんですね、玉城町は三重県の中で。ということは、この14.14時間だけではないんですね。この14.14時間のほかにも職員の工夫であったり、また配置の工夫であったり、あとは濃密な業務時間であったり、あと必要最小限の時間外であったりで、こういうものを組み合わせているからこそ、この14.14時間の中でそういった三重県でも上位に来るような自治体と皆さんに判断されているのかなというふうに思ってます。

役場職員というのは、私たち町民の暮らしを支えてくれている大切な財産だというふうに私、思っています。限られた人数の中で一人一人が使命感と責任感を持って職務に当たってくれてます。先ほどお見せした資料をよく思い出していただくと、私の言いたいことというのがご理解いただけるかと思うんですが、職員と町民というのは上下関係ではないんです。共にこの玉城町を支える対等なパートナーでなければいけないと思っています。今、町の職員にとって必要なのは、充実感であるとか、あとは仕事の達成感ですね。そして、少しの心の余白、余裕でないかなというふうに思ってます。それは私たちの議会や町の執行部の取組、最後は町の皆さんの理解と評価によって育まれていくものなのかなというふうに思ってます。

現場を大切にされて、町政に真摯に取り組まれている町長の姿勢というのは私はとても大きな信頼を寄せているつもりです。ふだんから信頼関係を築けているというふうな認識でいます。そんな町長の下で、職員の皆さんが自分の仕事に誇りを持っていただいて、安心して力を発揮できる環境づくりというのは、これまでの町長のリーダーシップのその延長上にきっと実現できるんじゃないかなというふうに私、思っています。

今回のこの質問が検討とか私の提案、これで終わるのではなくて、大切な町の財産ですね、町の職員を守るべく実行や変化につながる、そんな一歩になることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（前川さおり） 以上で坂本稔記議員の質問は終わりました。

これで本日予定していた日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

来る6月13日は一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もございませんでしたので、6月13日は休会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、6月13日は休会とします。

暫時休憩いたします。

（午後1時40分 休憩）

（午後1時40分 再開）

○副議長（前川さおり） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正についてないし議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について及び議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止についてを総務産業常任委員会へ、議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを教育民生常任委員会へ、議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）及び議案第44号 令和7年度

玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の各議案を予算決算常任委員会へ、議案付託表のとおりそれぞれ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案精査のため、明日６月13日から６月19日まで休会といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○副議長（前川さおり） 異議なしと認め、明日６月13日から６月19日まで休会とすることに決定いたしました。

来る６月20日は午前９時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後１時42分 散会）